

平成30年7月25日

第7回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第7回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請書の取下願について

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	平成30年7月25日				招集場所	加須市役所 5階 503会議室			
開会の日時	午後2時30分				閉会の日時	午後4時10分			
会長	小倉和夫				職務代理	野川良翁			
議席	委員氏名	出	欠	議席	委員氏名	出	欠		
1	岡島敏雄	○		9	塩崎博	○			
2	江森正	○		10	山岸和男		○		
3	坂本君夫	○		11	田島啓司	○			
4	野口悦夫	○		12	野川良翁	○			
5	関口政司	○		13	小倉和夫	○			
6	矢島征雄	○		14	早川初男	○			
7	遠井勝	○		15	柳田浩	○			
8	栗原光夫	○							
					加須市農業委員会事務局				
					局長 高橋章				
					次長 小川修一				
					主幹 正能光				
					主査 落合高雄				

休憩 午後3時50分から午後4時00分

開会 午後 2時30分

○局長（高橋 章君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、ただ今から平成30年第7回加須市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、開会の御挨拶を野川職務代理からお願いします。

○職務代理（野川良翁君） 皆さん、こんにちは。

はじめに、台風によりました西日本の災害に際しまして、お悔やみとお見舞いを申し上げます。

また、一昨日は、新聞に熊谷で41.1度という温度が出ました。これからおかれましては、やはり十分注意して仕事に励んでいただきたいと思います。

それでは、ただ今より平成30年第7回加須市農業委員会を開会いたします。

○局長（高橋 章君） ありがとうございます。



◎会長挨拶

○局長（高橋 章君） 次に、小倉会長から御挨拶をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。

先ほど職務代理のほうからお話しあったとおり、西日本において豪雨災害というか、激甚災害がございまして、尊い命、貴重な財産が失われたということで、心からお見舞いを申し上げます。

なお、本当にこの異常な暑さというか、そういった日々でございまして、明日あたりから何かちょっと気温変わるかなという予報もありますけれども、これまでの暑さで北川辺なんかではもう穂が出ていまして、特に早生品種の「あきたこまち」だとか「ちほみのり」とかというのを作っているのですけれども、8月の上旬には稲刈りになるかなという中で、35度の暑さはね、非常に体にこたえるかなと今予想しているところです。

また、いろんなところから、前にも暑さによって米の被害というかね、高温被害があったわけですが、今年もどうですかという、いや、刈ってみなくちゃ分からないというのが現実でして、日中の暑さはしょうがないんですけれども、夜の温度が25度を下回るよう

な天候になってもらえればなと思っております。

皆さん方には、本当にこの暑い中こうしてお出かけいただきまして、農業委員会の総会が開かれますことに心から感謝申し上げたいと思います。

それでは、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○局長（高橋 章君） ありがとうございます。



◎出席委員数の報告

○局長（高橋 章君） 本日の出席者でございますが、農業委員総数15名のうち、出席委員14名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、この総会が成立することを御報告いたします。

それでは、議事の進行を議長、お願いいたします。



◎開会の宣告

○会長（小倉和夫君） ただ今から平成30年第7回加須市農業委員会総会を開会いたします。



◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

8番 栗原光夫 委員

9番 塩崎 博 委員

両委員さんを指名いたします。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の9件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、議案第1号の1番から御説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は健康上の問題で耕作ができないため、また、譲受人は隣接地を耕作しており、効率的に経営規模拡大ができるため、今回の申請となっております。

譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

7月15日、推進委員の野本さん、川島さんと3人で、申請者の さん宅を訪れまして、また、現地を見て、話を聞いてまいりました。事務局の説明のとおり、譲受人は自宅の裏ということで本当に近いという形で、耕作しやすいということでこうなったところなんです。そういうことで、事務局説明のとおり、農地につきましても、農地法の規定に関しても問題なく、許可相当と判断してまいりました。御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、2番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は自宅から近く効率的に農業経営の拡大を行うことができるため、譲渡人は に

住んでおり、農業に従事することができないため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

譲受人の さん宅に19日ですかね、推進委員の佐久間さんと伺ってお話を聞いてきたわけですが、以前から委託されて耕作はしていたようで、ただ今事務局から説明があったとおり、譲渡人の さんは ということ、もうこれから先も耕作する見通しもないというようなことで、現地を見ましたけれども、もう既に以前から委託されていたわけで、耕作されておりました。すぐ隣が さんの耕作地ということもありますので、何ら問題はないかと思えます。よろしくをお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、3番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられています。

譲渡人は健康上の問題で耕作できないため、また、譲受人は隣接地を耕作しており、効率的に経営規模拡大ができるため、今回の申請となっております。

譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○14番（早川初男君） 14番の早川です。

譲渡人は、私のところに車の営業として、何十年となくおつき合いさせていただいた方ということで、たまたま私のところへ来て、こういう農地、とつても耕作できないから、作っていただける人を探してくださいということで私のほうに相談がありまして、譲受人のさんが、じゃあ私が作りましょうということで話が進みまして、耕作には何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、4番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられています。

譲渡人は経営規模を縮小したいため、また、譲受人は経営規模の拡大を図るため、今回の申請となっております。

譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員の山岸さんが本日欠席でございますので、かわりまして私が説明をいたします。

7月14日、農業委員の山岸和男さん、推進委員の石川富雄さん、2人で さんのところに行って話を伺ったそうでございます。 さんは病気がちということで、多く持っていた農地をどんどん手放しているような現状でありまして、譲渡人の さんは縮小、また、

さんは地域のそういう担い手という形で引き受けたわけでありまして、農地を見ましたけれども、特に問題はないということでございました。皆様方の御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、5番の北川辺の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は経営規模を縮小したいため、また、譲受人は経営規模の拡大を図るため、今回の申請となっております。

譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたけれども、地区担当委員の山岸さん欠席でございますので、かわって私のほうから補足説明をさせていただきます。

同じく7月14日の日に、石川推進委員さんとともに さんのところで話を伺ったそうでございます。先月も、 では一連の周りの土地を買い求めたというか、売買によって取得したようですけれども、その一連の流れということで土地を購入するというお話でございました。今後についても問題なしと判断してまいりましたという報告を受けております。皆様方の慎重なる審議をよろしくお願い申し上げます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

5番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、6番の東地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。本案件は、共有物分割による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

具体的には、市街化区域の農地を持ち分により6名で所有しておりました。この農地の所有権について、今回、譲受人1名にするための共有物分割ということで、権利移動でござい

ます。

取得後の耕作管理等についても、特に問題はないと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

本件につきまして、7月17日に町田推進委員とともに現地確認を行うとともに、状況の確認をさせていただきました。本件につきましては、駅西土地地区画整理事業の換地指定に伴います共有物の整理ということでございまして、許可相当というふうに判断してまいりました。よろしく御審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

6番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、7番の東地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は相続により取得いたしました。今後、営農する予定がないため、また、譲受人は現在、この申請地を借り受けて、隣地である自分の所有地と一緒に水稻を作付しております。そのため効率的に耕作ができるため、今回の申請となっております。

譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

この件につきまして、7月17日に町田推進委員とともに譲受人の さん宅に訪問しま

して、お話を伺ってまいりました。内容につきましては、ただ今事務局が申し上げたとおり
でございます、何ら問題ないというふうに判断してまいりました。よろしく御審議をお願
いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

7番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、8番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付
書類が整えられております。

譲渡人は経営規模縮小のため、また、譲受人は隣接地を耕作しており、効率的に経営規模
の拡大を図ることができるため、今回の申請となっております。

譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はない
と思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の
結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

7月19日、佐藤推進委員とともに さん宅を訪問しまして、お話を伺ってまいりまし
た。内容につきましては、 さんは当地域で一番大きく耕作されてございまして、この土
地につきましてはこれまでも相対で借り受けてやっていたものを、これを整理するという形
で譲り受けることになったということでございます。何ら問題ないというふうに判断いたし
ました。よろしく御審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

8番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、9番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) 御説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は経営規模縮小のため、また、譲受人は隣接地を耕作しており、効率的に経営規模の拡大を図ることができるため、今回の申請となっております。

譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番(柳田 浩君) 15番、柳田です。

この件につきましても、先ほどと同様の譲受人でございまして、内容につきましても、これまで譲受人が実際に耕作したということございまして、何ら問題ないものと判断いたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

9番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小倉和夫君) 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の4件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図の11ページ及び土地利用計画図4-1を御覧ください。

本案件は、所有者本人により太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

7月15日、推進委員の野本さん、川島さんと3人で、申請者 さんのお宅を訪ね、また、現地を見てまいりました。事務局の説明のとおりですね、本件につきましては何ら問題ないと判断してまいりました。御審議のほどよろしくお願

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図の12ページ及び土地利用計画図4-2を御覧ください。

本案件は、所有者本人により太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の

結果並びに補足説明をお願いいたします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

7月の19日ですね、推進委員の佐久間さんと さん宅に伺いまして、お話を聞いてきたわけですが、実は以前からちょっと相談されていたんですけれども、面積もちょっと少なく、野菜畑をするのにもちょっと自宅から離れていて、ほかになかなか利用する見込みがないというようなことで、何にしたらいいだろうというふうな相談を受けていたわけですが、本人は今回の申請とおりに太陽光発電施設をするということですので、伺ってきたわけですが、立地条件からいっても問題ないんじゃないかなというふうなことで判断してまいりましたので、よろしくをお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、3番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図の13ページ及び土地利用計画図4-3を御覧ください。

本案件は、所有者本人により太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

同じく7月の19日、推進委員の佐久間さんと さん宅に伺ったわけですが、平日だったので旦那さんはおらなかったわけですが、話をお聞きしまして、ずっと遊休農地ということで、管理はしていたようですが、現地を見ましたところ、搬入の道路

もついているような形でありますので、今後ともね、耕作する意欲はなさそうな感じのお話でありますので、有効活用するためというふうなことで、やむを得ないんじゃないかということ判断してまいりました。御審議よろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、4番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図の14ページ及び土地利用計画図4-4を御覧ください。

本案件は、既存の宅道が農地のまま現在まで使用している状態のため、転用し地目を農地以外にするもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、昭和47年に農家住宅を建て、昭和53年に納屋を改築し、直後に、亡くなられたが自分で砂利を敷いたとのことでございます。

現地調査を行った結果、第3種農地と判断され、現地の状況、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われまふ。また、始末書も添付されておりました。

以上でございます。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏雄君） 1番の岡島でございます。

先日、23日にですね、鳥海推進委員、そして塚田推進委員の3名で、現地を見ると同時に聞き取りも行ったんですが、さんは現在老人ホームに入られていてですね、もうどなたも住んでおられないということでありました。現地については、確かに今、事務局が言われたとおり、砂利を敷いて、しっかり出入り口という形にはなっておりました。そこで、帰りましてですね、代理人の方に、電話で確認をしたところ、宅地の売買も任されているということだそうです。ただ、そこに向けてはですね、当然、今の言われたとおり、進入路が農地ということであれば、当然分筆をせざるを得ないということ踏まえてですね、今回、申

請されたということでありました。私が見ても、ここで分筆をすれば十分なのかなと、こう思いましたので、基本的には許可相当と判断をしてみました。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

○7番（遠井 勝君） ちょっと確認なのですが、この申請は現況と相違するので、これを追認という形で許可を申請するということですか。この建物配置図ですと、北側は接道がこの家はして、道路に面したところに畑があって、この畑部分の一部が進入路としているということですね。これを砂利敷の、いわゆる何ていうか、私道の道路として使っている。それを転用許可をして、この畑と接道を満たして、この家を全体の処分ということなんですか。

○1番（岡島敏雄君） この さんという家がありますよね。ここを基本的には手放したいという意味らしいんですよ、代理人に聞きますと。そのためには、当然出入口が今の状態では進められないということから、進入路をこういった形で申請を出したという話らしいです。

○7番（遠井 勝君） これは分譲申請になるんですかね。これをそっくり、ちょっと自分の家なんだけれども、農家住宅であって、これを進入路としていたから、それを追認でということですか。

○事務局（正能 光君） 分譲住宅の申請ではありません。土地利用計画図の4-4を見ていただくと、この さんのお宅ですか、地図で見ると上と左がブロック塀に囲まれていてですね、接道が砂利で敷いてあるところ、ここから出入りをしている、ここだけの出入りですので、ここを追認という形になりますかね。

○7番（遠井 勝君） 結局、農家住宅を許可したときに、塀で囲まれているから、道路がないからこちらで利用していたということですね。それを農転を出して、これを転売するから、この部分の道路を、いわゆる北の道路に接道させるために、これを農転の許可を追認で受けたいというのは難しいのではないかと思います。

○事務局（正能 光君） 理由書にですが、47年に農家住宅、53年に納屋を改築したと。その後、本人が自分で砂利を敷き、進入路としての工事をしてしまったというふうなことで記憶している、そのまま使用してきたというふうに記憶しているということでございます。それにつきましては、現在、農地法ですね、転用の手続きをしてなかったということで、十分反省し、始末書を出させていただくということでございます。

また、この場所は、第3種農地、市街化に伴う転用すべきものがあつたら通常認める場所
でありますし、事務局では申請を受けたというふうになっております。

○7番（遠井 勝君） 分かりました。了解です。

○会長（小倉和夫君） ほかに御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

○会長（小倉和夫君） じゃあ、暫時ちょっと休憩いたします。

休憩 午後 3時50分

再開 午後 4時00分



◎開議の宣告

○会長（小倉和夫君） では、再開したいと思います。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請につい
て」の17件を議題といたします。

初めに、1番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図の15ページ及び土地利用計画図5-1
を御覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、
必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番の江森です。

17日に宮内推進委員さんと確認しまして、譲渡人の さんの周りはちょうど住宅街が、新興住宅地でありまして、そこへ、 さんに売りたいんだということになっております。何ら問題ないと思います。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図の16ページ及び土地利用計画図5-2を御覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、 の園庭を整備、拡張するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番の江森です。

これは、 で、理事長がおりまして、17日に宮内委員さんと確認をしまして、そこへ子供たちの家庭菜園、いろいろと野菜をつくって体験させたいんだということになっており

ます。よろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、3番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図の17ページ及び土地利用計画図5-3を御覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番の江森です。

この案件については、親子なので、親の土地に息子が家を建てるということになっております。何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、4番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図の18ページを御覧ください。

本案件は、水捌けの良い耕作しやすい畑にするための農地改良申請となっており、農地改良に関する要綱等に従った必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、農地の改良工事後の耕作については、じゃがいも、ネギなどの野菜を作付することとなっております。

また、農地の改良に係る期間の一時転用であることから、やむを得ないものと思われま
以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

17日に宮内推進委員さんと確認しまして、これは、 さんは本当低湿地のために何も作れないと、荒廃農地寸前だということでありまして、農地改良したいなということでありまして、何を作るのですかと聞くと、家庭菜園を作りたいと。今作っているところはちょっと野菜をいたずらされるので、住宅の後ろに持っていきたいんだということになっております。何ら問題ないと思います。よろしく御願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、5番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図の19ページ及び土地利用計画図5-5を御覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得して、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

この案件につきましては、連絡先がちょっと分からないので、事務局へ行って、代理人をお尋ねしたところ、 さんということで、 さんにお聞きしまして、この土地は、親からの相続でもらったもので、売りたいんだということになっております。ほとんど住宅に囲まれております。何ら問題ないと思います。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、6番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図の20ページ及び土地利用計画図5-6を御覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するための進入路を確保するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、建築基準法の接道要件を満たすためのもので、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（矢島征雄君） 6番、矢島です。

7月15日、推進委員の田部井さん、藤原さん3人で さん宅に伺い、 さん本人からお話をお聞きしました。また、現地確認をしました。現在、長男が外に出て借家暮らしをしているが、実家の宅地内に家を建てる、帰るということになりました。現在の宅地までの進入路が狭いため、進入路拡張の敷地拡張の申請とのことでした。現地確認したところ、何

の問題もなく、許可相当と判断しました。御審議のほどよろしく申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、7番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図の21ページ及び土地利用計画図5-7を御覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（矢島征雄君） 同じく6番、矢島です。

同じく7月15日、推進委員の田部井さん、藤原さん3人で現地確認し、譲渡人のさんに電話連絡し確認しました。現地は遊休農地で、現在はヨシが生い茂っており、非常に荒れた土地でございます。隣の土地は既に太陽光のパネルが設置されており、遊休農地の解消のためにも、また、環境的にもよくなると思い、許可相当と判断しました。御審議のほどよろしく申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、8番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図の22ページ及び土地利用計画図5-8を御覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

この案件につきまして、17日に武正委員さんと現地確認しまして、6名の方が一応同意してくれて、今、現地は管理され、きれいになっておりまして、太陽光発電をやりたいんだということで、何ら問題ないと思います。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、9番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図23ページ及び土地利用計画図5-9を御覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、資材置場の進入路を拡幅するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、業務のための大型車両が入りするため、自己用資材置場の進入路を拡幅するもので、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（関口政司君） 議案3号につきまして、5番の関口が報告いたします。

7月17日、坂本委員さん、渡辺推進委員さんと3人で現地調査、聞き取りに行っていました。この案件につきましては、以前、申請書不備につきまして取り下げられたという経緯がある案件でありまして、そのときに さんからも同時に聞き取りを調査しておりました。何ら問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

9番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、10番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図24ページ及び土地利用計画図5-10を御覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、工場敷地の拡張をするもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、この譲受人は昭和44年ごろ、自動車部品の塗装工場として創業し、現在に至っております。当時から開発行為、また、建築確認、農地法等の許可を受けずに工場の建築が行われてきたものが多く、今回についても操業しながら是正することとなっておりますが、現地調査を行った結果、建物等があり、使用している状態で行っていました。

現地は第2種農地と判断され、現地の状況及び一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（関口政司君） 番号10の案件につきまして、5番の関口が報告いたします。

同じく7月の17日、坂本委員、渡辺推進委員さんと3人で、受入であります さんのほうへ聞き取り調査に、奥さんと社長のところへ聞き取り調査に行っていました。現在、三十数年、違反建築が建っているという部分を取り壊して、該当地を購入して、譲渡人である さんとの境界を整理するということです。やむを得ないと考えます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

10番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、11番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図の25ページ及び土地利用計画図5-11を御覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、現地の状況及び一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（遠井 勝君） 7番の遠井です。

7月の20日に譲渡人の さんのところへ訪問しまして、聞き取り調査を行いました。娘さんのために分家住宅としての申請でございまして、事情やむを得ないと思われ、許可相当として考えたいと思います。よろしく御審議いただきたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

11番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、12番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) 御説明いたします。位置図26ページ及び土地利用計画図5-12を御覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、申請地は第1種農地と判断されますが、農地法の不許可の例外により許可が見込まれるものでございまして、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私、13番、小倉でございますので、調査の結果並びに補足説明をいたします。

7月14日、高橋、細谷両推進委員さんとともに譲渡人の さん宅を訪れて、話を伺ってまいりました。譲受人の さんは次男でありまして、ここに分家住宅を建てたいということで、やむを得ないと判断してまいりました。皆さんの御審議をよろしくお願い申し上げます。

何か御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

12番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、13番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) 御説明いたします。位置図27ページ及び土地利用計画図5-13を御覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、貸住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認

したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私、小倉でございますので、現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

同じく7月14日の日に譲受人の 宅を訪れて、高橋、細谷委員さんとともに訪れましたけれども、話を伺うことができませんでした。後日、7月19日に さんが自宅近くの仕事場で仕事しているところに、お話を伺ってまいりました。この5人の譲渡人は、それぞれが今、ここを持って耕作しようとしても、周りの環境があんまりよろしくないのもう売りたいということでございました。事務局の説明のとおり、やむを得ないかなと判断してまいりましたので、皆様方の御審議をよろしくお願い申し上げます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

13番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、14番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図28ページ及び土地利用計画図5-14を御覧ください。

本案件は、譲受人が贈与により土地を取得し、住宅敷地を拡張するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法の不許可の例外で許可が見込まれるものでございます。しかしながら、以前から駐車スペース及び物置スペースとして使用しているように見受けられました。周囲の農地、現地の状況及び一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏雄君） 1番の岡島でございます。

先日、23日にですね、塚田、それから鳥海両推進委員と3名で、聞き取り及び現地の確認をしてまいりました。譲渡人のさんと、それから譲受人のさん、実際は、御兄弟だそうございまして、別に問題はないというお話でございましたので、現地を確認したところですね、しっかり杭が入っていたので、ちょっと以前から、本当は意識を持って見るべきだったんでしょけれども、それが実際には見られてなかったと。そんな中で、駐車場なり使っていたという状況だったようございまして。実際には御兄弟の土地の中でありまして問題はないかなと、このように思いますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

14番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、15番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図の29ページを御覧ください。

本案件は、耕作をするのに地盤が悪く、水捌けの良い耕作しやすい畑にするための農地改良申請となっております。農地改良に関する要綱に沿った必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、農地改良工事後の耕作については、じゃがいも、ホウレンソウなどの野菜を作付することとなっております。

また、農地の改良に係る期間の一時転用であることから、やむを得ないものと思われまして、以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏雄君） 1番の岡島でございます。

同じく23日にですね、塚田推進委員と私と2名で、現地並びに聞き取りをしてまいりました。譲渡人のさんに聞きましたところ、これに申請の理由が耕作がしづらいとありましてので、どうしづらいのかちょっと確認をしたところ、やはり道路より相当低くなっていますね、水の抜けも悪かったり、そんな状況で、どうしても一時転用で農地を改良し

たいと、そんな理由であったようでございます。現地を見たところ、ちょっと草は生えていましたけれども、それほどの大きさじゃないので、手をちょっとつけられていないのかなと思いましたが、埋立てをするということでもありますので、基本的には許可相当と判断をしたところでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

15番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、16番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図の30ページ及び土地利用計画図5-16を御覧ください。

本案件は、地域の以前からの要望であった生活道路を拡幅するもので、譲受人が売買により土地を取得し、拡幅工事後、加須市に帰属する計画となっており、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、道路の帰属に関して市道路課と事前協議済みで、地元地権者全員の同意が得られており、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏雄君） 1番の岡島でございます。

同じく23日にですね、塚田推進委員と2名で、聞き取りと現地調査をしてみました。聞き取りについてはですね、さんですか、伺ったところおりましたので、ちょっと確認をしてみました。さんは、田んぼの部分が少しですが、それだとさんが相当あるんですけども、さんはちょっと忙しいようで、職場を訪れるわけにいきませんでしたので、一応さんにだけ確認をしてみました。

図面を見てもらうと分かるんですが、出口とそれから入口、ここは農地を利用して、真ん

中はほとんど宅地という状況になります。今まで、大変に狭い2 mぐらいの道路しかなかったわけですから、ここで4 m以上の道路ができるということでもありますので、なお、真っすぐな道路ができ上がるといった状況では、今も事務局が言われたとおり、地域としては大変に喜んでいて、これが実態かなと、このように思います。我々見た中では許可相当と判断しましたので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

○15番（柳田 浩君） 確認させてください。

これは市との協議はもう済んでいるということですのでよろしいでしょうか。というのは、さんが譲受人になって、工事やられて寄附する。さんのメリットが全然見えなくて。

○事務局（正能 光君） そこまで深くは追及しませんですけども、管理者である大和根農政建設課との協議は済んでおります。

以上です。

○会長（小倉和夫君） よろしいでしょうか。

ほかに御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

16番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、17番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図の31ページ及び土地利用計画図5-17を御覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、現地の状況及び一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏雄君） 1番の岡島でございます。

同じく23日にですね、私と塚田推進委員の2名で、現地確認並びに聞き取りをしてまいりました。聞き取りをしたのはですね、譲渡人の さんに聞き取りをしてまいりましたが、実際には さんですか、これはお孫さんだそうです。それから、位置図から見ますと、手前に という自宅があるんです、住宅がね。これは、お孫さんの親がここにいるそうでございます。全て さんの土地であるようですから、出入口、これ宅地になっていますけれども、親のところをかって奥に住宅を建てると、そういうような状況のようでございます。基本的には親子で、本当は二世帯住宅なのかなと、こういうような思いもしないではないんですけれども、許可相当と判断をしたところでございます。真摯な御討議をよろしくお願いをいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

17番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

では、ここで休憩を入れたいと思います。じゃ、4時まで休憩ということで、よろしくお願ひします。

休憩 午後 3時50分

再開 午後 4時00分



◎開議の宣告

○会長（小倉和夫君） それでは、休憩を解きます。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）でございますが、今回、御審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定の案件でございます。新規分10筆、面積9,520㎡となっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続きが行われ、法的効力が発生するものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認することに決定いたします。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画（案）につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借り受け

た農地を再配分したものでございます。受け手希望者への農用地の貸付けが適当であるか、御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」「1個質問」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） はい、どうぞ。

○15番（柳田 浩君） 集積計画で今回設定される土地で、配分計画で設定されない土地があるが、どう整理しているのか分からないのですが。

○事務局（正能 光君） ちょっと理由は、はっきりと分からないんですけれども、時間差がありまして、イコールにはならないものもあるということです。

○会長（小倉和夫君） よろしいですか。

○15番（柳田 浩君） はい。

○会長（小倉和夫君） ほかに何か御質疑ありますか。

よろしいですか。

ほかに何か御質疑等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認することに決定いたします。



◎報告事項

○会長（小倉和夫君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、報告第1号から6号について御説明いたします。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続に伴う権利移動の届出9件で、内容は資料のとおりでございます。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」、市街化区域内の農地転用の届出2件で、内容は資料のとおりでございます。

続きまして、報告第3号「農地法第5条の規定による許可申請書の取下願について」でございますが、市街化区域内の農地転用の届出1件で、内容は資料のとおりでございます。

報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域内の農地転用の届出11件で、内容は資料のとおりでございます。

報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」、農地貸借の合意解約による届出8件で、内容は資料のとおりでございます。

報告につきましては第5号までで、以上でございます。

○会長（小倉和夫君） 以上で、本日の総会に上程しました議案について全て終了いたしました。

これで議長としての進行は終了となりますので、司会へお戻しいたします。

○局長（高橋 章君） 小倉会長には長時間にわたり議事の進行、ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○局長（高橋 章君） それでは、最後に、野川職務代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

○職務代理（野川良翁君） それではですね、きょうは大変暑い中、また、お忙しい中を各委員さんにおかれましては慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

これもちまして平成30年第7回の加須市農業委員会を閉会といたします。どうも御苦労さまでございました。

閉会 午後 4時10分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成30年7月25日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 栗 原 光 夫

署名委員 塩 崎 博